

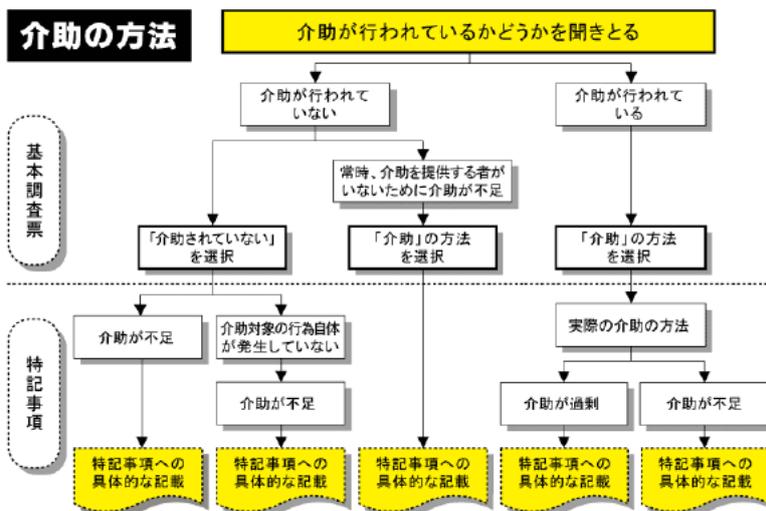
② 介助の方法

【 修正点 】

- 実際に行われている介助を選択するが、この介助が不適切な場合は、その理由を特記事項に記載し、適切な介助を選択することとした。
- 生活習慣等によって行為が発生していない場合は、類似の行為で評価できることとした（例：髪の毛のない方の整髪→頭部の清拭行為などで代替して評価）。

■ 認定調査員テキスト 2009

具体的に介助が「行われているー行われていない」の軸で評価しなければならない。なぜならこれらの項目は、実際に行われている介助を把握することが目的であり、主観的な介助の必要性から選択するものではないからである。



修正

■ 認定調査員テキスト 2009 改訂版

具体的に介助が「行われているー行われてない」の軸で選択を行うことを原則とするが、「介助されていない」状態や「実際に行われている介助」が、対象者にとって不適切であると認定調査員が判断する場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助の方法を選択し、介護認定審査会の判断を仰ぐことができる。

